

神戸大学研究等支援事業基金規程

令和 6 年 6 月 13 日制定

(設置)

第 1 条 神戸大学基金規則(平成 18 年 11 月 29 日制定)第 3 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学基金に、神戸大学研究等支援事業基金(以下「研究基金」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 研究基金は、神戸大学の学生又は不安定な雇用状態にある研究者(以下「学生等」という。)が行う研究等への助成又は研究能力の向上のための事業に充てることを目的とする。

(研究基金の使途)

第 3 条 研究基金は、以下の使途に充当するものとする。

- (1) 学生等が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生等が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 学生等が論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(管理)

第 4 条 研究基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(使途の変更の禁止)

第 5 条 研究基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、研究基金の募集及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。